

[事案 2019-280] 保険料返還請求

・令和2年6月23日 裁定打切り

<事案の概要>

二重払いした保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成7年10月に乗合代理店を通じて契約したがん保険について、平成30年7月に家族契約から個人契約へ変更し、妻の保障を解約したが、同年4月に妻を被保険者として契約したがん保険（申立外契約）と保険料が二重払いになっていたため、その間の3か月分の保険料を返還してほしい。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申立外契約の約款では、契約日からその日を含めて3か月を経過した日の翌日を責任開始日とし、保険会社は、その日から保険契約上の責任を負う旨、定めている。
- (2) 申立人は、本契約の従たる被保険者であった申立人妻について、平成30年4月が契約日である申立外契約の3か月の待ち期間によって、保障の空白期間が生じることを回避するため、本契約の家族契約から個人契約への変更手続きを、同年6月（変更日は7月）に行った。
- (3) 申立外契約の3か月の待ち期間においても、本契約の従たる被保険者である申立人妻の保障の継続を希望していた以上、その期間に相当する保険料を申立人が負担するのは当然のことといえる。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、主張の内容等を把握するため、申立人に対して事情聴取の案内をしたが、申立人の協力が得られなかった。

2. 裁定結果

上記手続の結果、本件の審理においては申立人に対する事情聴取が必要と判断したため、書面にて複数回にわたり事情聴取の案内を行い、回答がない場合には手続きを打ち切る可能性がある旨通知をしたものの、何ら回答が得られなかったため、申立人からは事情聴取への協力を得られないと判断して、裁定手続を打ち切ることとした。